

平成31年度 造林・素材生産・販売事業に関する説明会資料

平成31年2月27日

北海道森林管理局

副野管林森鼓城江

日12月2年13期平

探覽合開館のノ関ニ業事宗頭・副主任・林鼓・真平13期平

平成31年度 造林・素材生産・販売事業に関する説明会

平成31年度 販売事業関係について
(資源活用第一課関係)

1 収穫量と立木販売量の検討量について

(1) 収穫量

今年度比 およそ103%程度

(2) 立木販売量

今年度比 およそ106%程度

※ 今年度の立木販売は、不落・不調が2割程度発生しており、来年度に向けて公告期間の延長等を検討。

2 立木販売と造林事業の混合契約について

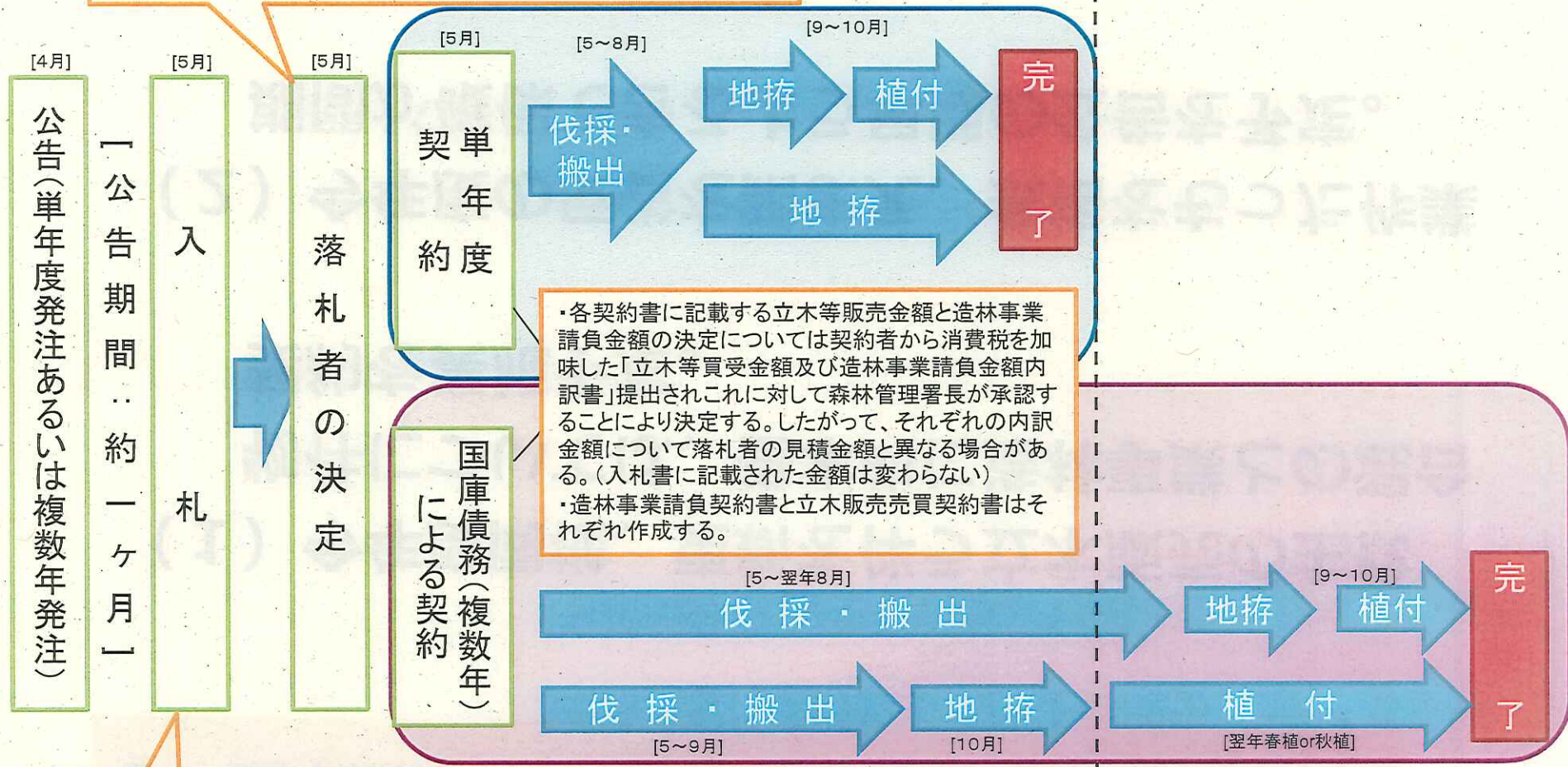
- (1) 今年度同様、更新を伴う立木販売の主伐物件については、基本的に造林事業との混合契約を実施予定。
- (2) 今年度の反省を踏まえ、余裕をもった作業期間が確保できるよう早期の公告を予定。

別紙 「混合契約の流れ」

【1年目】

【2年目】

- (ア) 「国に納付」を記載した入札書の最高金額
- (イ) 「国から支払いを受ける」と記載した入札書の最低価格
- (ウ) (ア)(イ)の入札書が同時にある場合は、(ア)の者を落札者



「応札者」
 別添より、立木等買受見積金額と造林事業請負見積金額の差額も記載し、その金額が「国に納付」か「国から支払いを受ける」を選択し入札。
 「造林事業請負金額に係る事業内訳書」も入札書とともに提出。
 (再入札の場合は契約日まで提出)

※時期に関してはイメージ

別添

別添

入札書

事業名 〇〇年度〇〇番〇〇地区立木販売・造林請負一括事業

金 円也
(国に納付します。国から支払いを受けます。)

ただし、立木等買受見積金額と造林事業請負見積金額の差額で消費税抜きの金額

上記金額に消費税8%を加算した金額にもとづいて、〇〇森林管理署長の承認する金額により立木等買受代金を納付すること及び造林事業請負代金の支払いを受けることについて、〇〇森林管理署〇〇林班〇小班外1の立木等の買受及びその跡地の造林事業の請負につき、国有林野林産物売払規程、〇〇森林管理署長の告示契約条件、入札心得を承知の上入札いたします。なお、立木等の買受代金及び造林事業請負代金の内訳金額については、〇〇森林管理署長の承認するところに異議はありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇森林管理署長 殿

(入札者)

住所

氏名

印

(代理人)

氏名

印

(注)金額欄下の()書の該当する部分に○を付けること。

造林請負入札金額内訳書

事業名：平成〇〇年度〇〇地区立木販売・造林請負一括事業

事業体名：

作業種	林小班	面積	単価	金額
労務費計				
労務費経費以外の経費			材料費	
			その他	
			計	
入札金額計				

任意の様式で入札時に提出させる

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇森林管理署長 殿

(入札者)

住所

氏名

印

(代理人)

氏名

印

※ 記載要領

- 1 作業種毎に記入すること。
- 2 労務費とは、作業員の労賃とする。
- 3 労務費以外の経費の材料費欄には、請負者負担の苗木、薬剤代等の経費を記入する。
- 4 労務費以外の経費のその他欄には、機械損料、燃料代、間接事業費（共通仮設費、現場管理費）、一般管理費等を記入する。
- 5 消費税相当額は含まないこと。

立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書

場所: ○○森林管理署 ○○林班○小班外○

入札金額 (消費税抜き)	立木等買受金額					造林作業請負金額					備考
	樹種	数量 m A	消費税 抜きの 金額 B	消費税 込みの 金額 C=1.08×B	単価 C/A	工種	数量 ha D	消費税 抜きの 金額 E	消費税 込みの 金額 F=1.08×E	単価 F/D	
	トドマツガハ					地拵					
	ナラガハ					植付					
計											

上記のとおり立木等買受金額および造林事業請負金額内訳書を提出いたします。

平成 年 月 日

○○森林管理署長 殿

住所
氏名

印

3 林地未利用材の販売について

(1) 伐採に伴い発生する末木枝条の販売を実施予定。販売に当たっては、事業と同時進行で搬出ができるよう一般競争入札を実施予定。

また、北海道森林管理局のホームページで林地未利用材発生予定情報を発信予定。

(2) 立木販売の主伐における末木枝条について、搬出しな
い場合であっても、地拵え・植付に支障になる場所に放置しないよう特約事項に追記。

4 立木販売物件の収穫調査方法変更の検討状況

- (1) 立木販売物件において、現状のように伐採木に表示する調査から伐採列や伐採区域のみの表示による収穫調査を試行的に実施予定（蓄積については、標準地調査の面積拡大）。
- (2) この手法による収穫調査の立木販売物件は、公告等で明確にわかるように記載。

平成31年度 造林・素材生産事業及びシステム販売に関する説明会

資料 2

平成31年度 素材生産・販売関係事業について

- 1 平成31年度 素材生産・販売関係事業の概要
- 2 製品生産事業について
- 3 国有林材の安定供給システムによる販売
- 4 その他

平成31年2月27日(水)

平成31年度 素材生産・販売関係事業の概要

1 平成31年度製品生産事業量

補正、ゼロ国、翌債を含めて平成30年度の
106%程度の予定

(1) 平成30年度補正予算、ゼロ国

補正 8署 64,900m³ 公告済み

ゼロ国 2署 11,900m³ 公告済み

(2) 平成30年度繰り越し(翌債)による事業

2署 18,000 m³ 公告済み

計 94,800 m³

2 平成31年度民間競争入札(市場化テスト)

(1) 北空知支署(2力年)

面積:約244ha 材積:約 9,200m³

(2) 留萌南部森林管理署(2力年)

面積:約225ha 材積:約 5,000m³

(3) 西紋別支署(2力年)

面積:約138ha 材積:約 7,000m³

(4) 十勝東部森林管理署(3力年)

面積:約501ha 材積:約 30,000m³

⁵
(4) 東大雪支署(3力年)

面積:約239ha 材積:約 10,000m³

⁶
(4) 後志森林管理署(3力年)

面積:約304ha 材積:約 13,000m³

製品生産・販売事業実行にあたっての留意事項

1 製品生産事業

- ・多様な森林づくり……仕様書等の確認を
- ・早期発注の取り組み
- ・広葉樹の積極的な用材区分(山元土場販売含む)
- ・事業の適切な管理
 - 伐採区域、森林作業道の作設箇所、延長等の確認
- ・現場代理人と監督職員、資源活用担当者の連携

2 製品販売事業

- ・平成31年度の販売予定量……生産量と同様
- ・越材の販売について
- ・システム販売の審査基準の統一

国有林材の安定供給システムによる販売

趣 旨

立木販売・製品販売共通

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を定期的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、推進していきます。

また、林業の成長産業化に繋がるよう、需要者ニーズを踏まえ、国産材の安定供給体制の構築に向けてさらに政策効果が高まるよう見直しを加えていきます。

平成31年度システム販売(製品販売)について

◎公募の方法・対象物件等

- システム販売による供給量は、製品販売量の半数程度を予定
- 前期(3月上旬)・後期(7月頃)の2回公募
- 公募数量は、1物件1,000m³~8,000m³程度
- 良材主体物件の試行的公募(4~5物件程度)
1物件 400 m³~1,000m³程度

平成31年度システム販売(製品販売)について

通常の物件以外に、道産材の高付加価値化とサプライチェーンの構築の取組を推進する観点から、トドマツ・カラマツ一般材の良材(一定経級以上及び一定の品質を確保)のみで構成される物件を、用途を一定程度制限し試行的に公募することで検討。

申請の条件

1. 公募物件数量の半数以上を建築材等(正角(間柱)、平角(梁、桁等))や(2×4スタッド・コアドライ等)として利用する企画提案とします。
2. 販路の指定 工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等との連携、又は申請様式の販路に記載していること。

公募物件内容

一定経級(24cm以上)、一定品質(通常的一般材の欠点を制限)を確保した原木を供給

◎良材主体物件の試行的公募イメージ

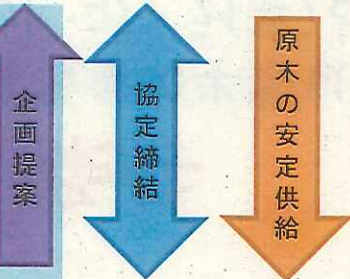
川上

北海道森林管理局
 国有林材の安定供給
 システムによる販売
 (製品販売)

申請の条件

1. 公募物件数量の半数以上を建築等に利用する企画提案
2. 販路の指定 工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等との連携、又は申請様式の販路に記載

- 山元還元等
- サプライチェーン
- 高付加価値化



供給する原木

- 一定経級以上
- 一定品質の原木供給
 (一般材をより選別した良材)



川中

- 製材工場単独申請
- 流通業と製材工場の共同申請 等

販路

川下

- 工務店
- ハウスメーカー
- プレカット工場 等

○ 良材物件について

○ 一定経級以上、従前の一般材区分の欠点を限定選別

具体の選別(トドマツ・カラマツ一般材)以下の品質程度を想定

1. 経級範囲 26cm以上を目安に選別巻き立てますが、24cmも含みます。
2. 材 長(企画提案に応じて他の材長も検討します)
建築用材等 3.65m のび寸 5cm程度
ツーバイスタッド 2.40m のび寸 5cm程度
3. 品 質(以下の程度を想定)
 - ・ 両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあり、木口・材面 共に腐れ又は空洞等のない素性のよいもの
 - ・ 節は3材面無節以上とし、隣接2材面有節の場合節の径は5cm以下
 - ・ 曲がり単曲(重曲は不可)で5%以下
 - ・ 目まわり、入皮、凍裂等のその他の欠点がないか、軽微なもの

平成30年10月以降公募より適用済み

1. 改正のポイント(製品販売・立木販売共通)

- (1) 全国の森林管理局の審査基準を統一
- (2) 企画提案書及び結果報告書の様式を変更
- (3) 電子メールによる申請を可能に
(ただし、提出期限以降5日以内に紙媒体で提出)

2. 具体の手続き

- (1) 申請方法及び需要者要件
- (2) 共同申請及び販売協定の審査
- (3) 協定予定者の決定及び協定締結の手続き
- (4) その他

3. 企画提案書及び結果報告書の作成について

参考資料、別紙 国有林材の安定供給システムによる販売に関する説明会 説明資料
平成30年9月25日 13:15～ 北海道森林管理局

企画提案書作成の参考

1 申請者の事業形態【別紙様式 5】

申請者の事業形態については、主たるもの1つのみを選択します。

当該物件に係る事業の形態となります。

例えば

製材工場であっても、流通として申請の場合は流通となります。

2 素材(丸太)の購入希望価格【別紙様式 5】

特定の経級及び材種を対象とした企画提案は採用出来ません。
公告で示している樹種・経級・材種は全て受け入れてもらいます。

購入希望価格の記入漏れのないように願います。

3 具体的な販路(予定)【別紙様式 5】

様式に記載している図は例です。

適宜加工して、わかりやすく作成してください。

企画提案書作成の参考

- 4 施設整備などの新規性及び施策との整合【取組評価点2】
施設の新設、拡充、導入等は金額の大小は問いません。

例えば

丸太等の隣接工場間輸送を効率化するためにフォークリフトを導入し輸送コストを削減する、などの場合が考えられます。
ただし、単に老朽化に伴う製材機や乾燥機の更新は対象とはなりません。

- 5 需要拡大に係る国策との整合に関する事項【取組評価点2】

「非住宅の需要拡大に関する取組」とは

事務所、工場、店舗、校舎等住宅ではない建物の需要拡大に関する取組です。建物以外の需要拡大に関する取組はこの項目では評価の対象とはなりません。

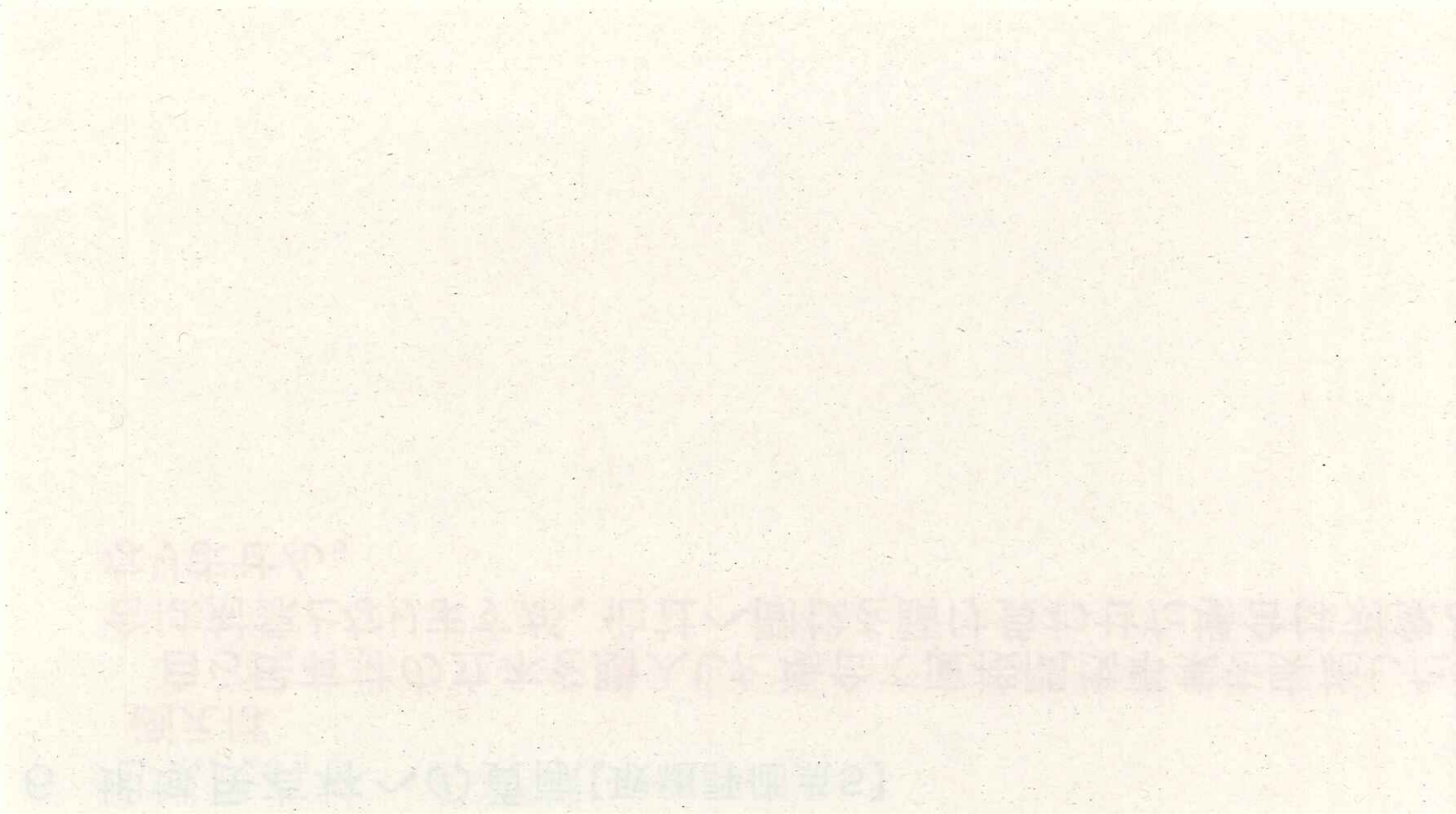
ただし、施設の新設、拡充、導入等がなくても、地域林政との整合に関する事項及び需要拡大に係る国策との整合に関する事項に該当する場合は評価の対象となります。

企画提案書作成の参考

6 地域民有林への貢献【取組評価点5】

例えば

自ら民有林の立木を購入した場合で直接間伐事業を実施した場合は対象となりますが、他社へ間伐を請け負わせた場合は対象となりません。



2015年4月

この報告書は、以下の通り作成されたものである。この報告書は、
以下の通り作成されたものである。この報告書は、
以下の通り作成されたものである。この報告書は、

① 調査結果の概要 (資料添付書2)

この報告書は、以下の通り作成されたものである。

I 平成31年度に向けた通知等の改正

製品生産事業請負予定価格積算基準

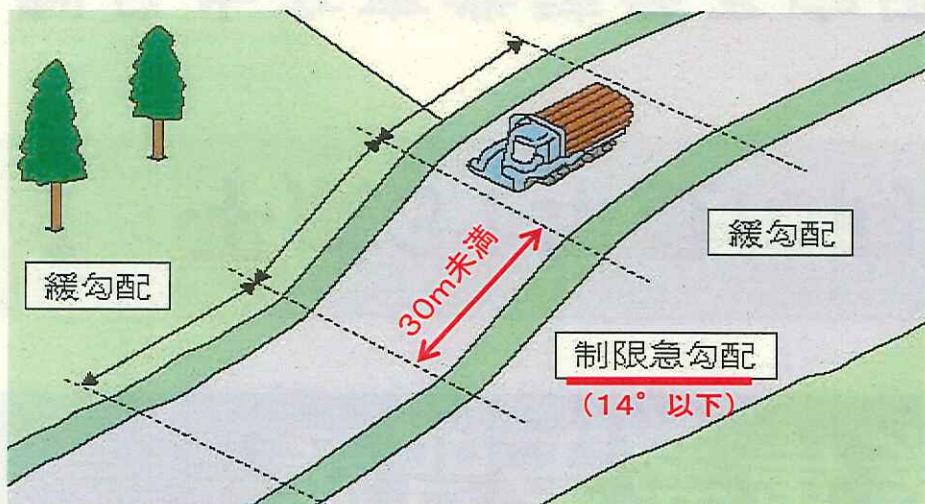
- 検知業務標準作業工程に関する通知の見直しについて
 - 平成30年度会計検査より毎木検知業務請負の是正改善処置を踏まえ、検知業務の実態把握及び、実態に応じた積算基準の改正を検討しています。
 - 事業者様の協力を得て10署で実態把握調査をさせていただいた。現在、調査結果に基づき改正を行う予定。

Ⅱ 事業実行に当たっての留意点

1 森林作業道作設技術

● 縦断勾配の基準の徹底について

- 森林作業道の縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り 14° 以下(制限勾配)としています。
これは安全上の観点から規制しているものであることから、特に留意してください。
- 既設路を活用する場合も、縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り 14° 以下(制限勾配)としています。



[林業・木材製造業労働災害防止規程
改正概要抜粋]

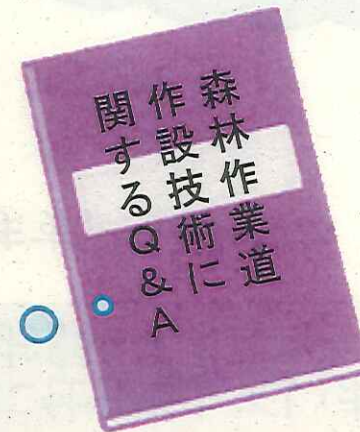
林業・木材製造業労働災害防止規程第115条(走行路の確保)では、30m以上の制限勾配を設けないこと、また、前後には緩和区間を設けることとされています。

● マニュアル等の作設技術に関する資料について

● マニュアル等の作設技術に関する資料

- 森林作業道作設マニュアル
- 森林作業道事例集
- 目で分かる指導基準
- 森林作業道作設技術に関するQ&A

契約時等に配布しています。
これら資料は**必ず現場代理人**
に周知をお願いします。



現場代理人は必ず熟知するよう
お願いします。

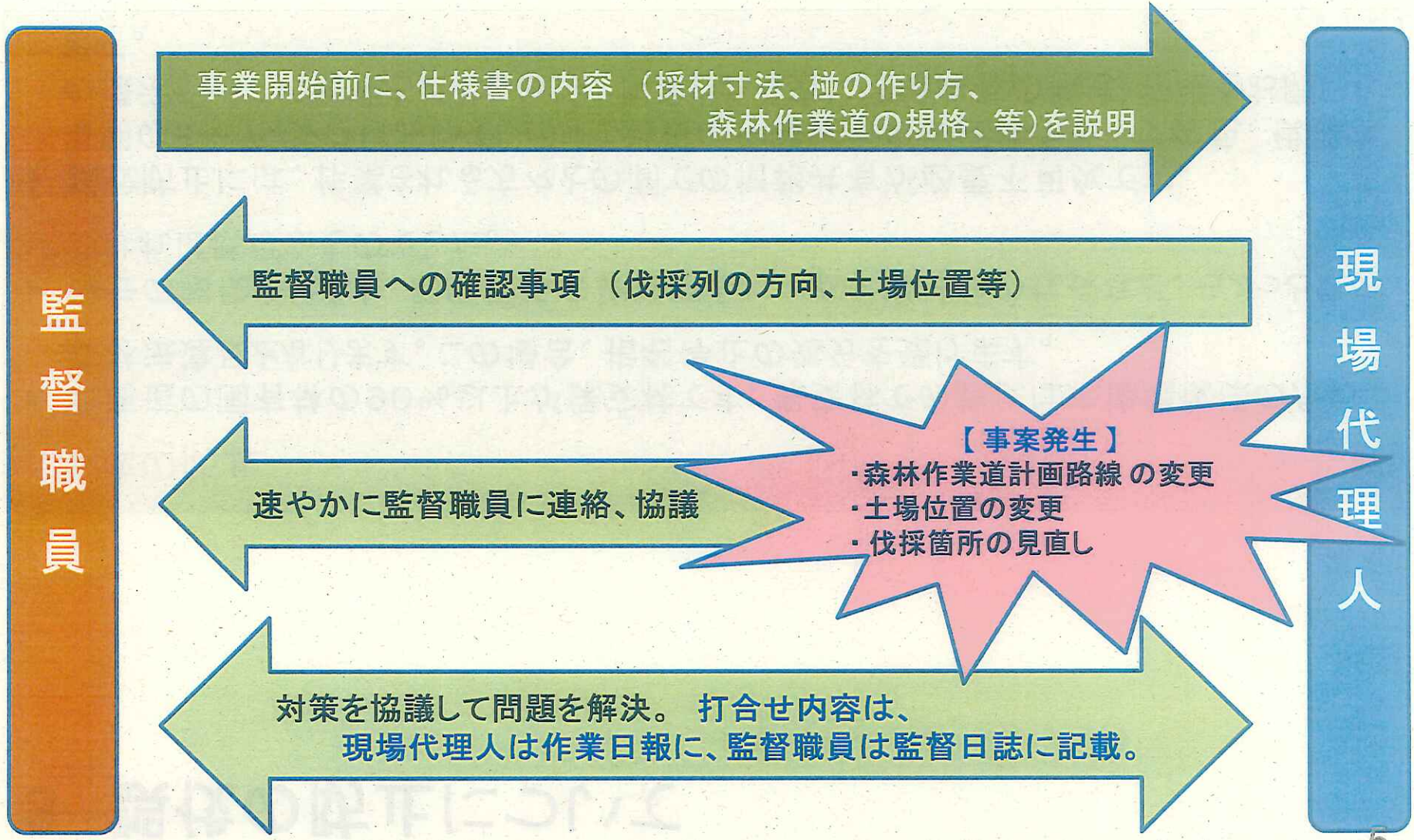
2 採材・仕訳

北海道森林管理局では、一定の品質を確保するため「**素材の日本農林規格**」に基づいた品等区分により、一般材、低質材、原料材に仕訳をしていますので、仕様書及び監督職員の指導のもと採材及び仕訳をお願いします。

※ 局全体でバラツキのない安定した品質を目指しております。



3 監督職員とのコミュニケーションについて



3 誤伐の防止について

● 誤伐の防止

- 北海道の国有林の90%以上が保安林です。保安林での誤伐は未協議伐採のため森林法違反となります。この場合、指名停止の処分を受けます。
- 過去の誤伐を見ると、周囲標示の確認不足による隣接林分の伐採など、ちょっと気をつければ防げたものでした。
- 誤伐防止には、作業される方々との間での情報共有が必要不可欠です。毎朝のミーティングにおいて、必ず、当日の作業場所の周囲標示テープの色、伐採木の標示テープの番号も含め、直接、作業される方に情報共有の徹底・指導をお願いします。

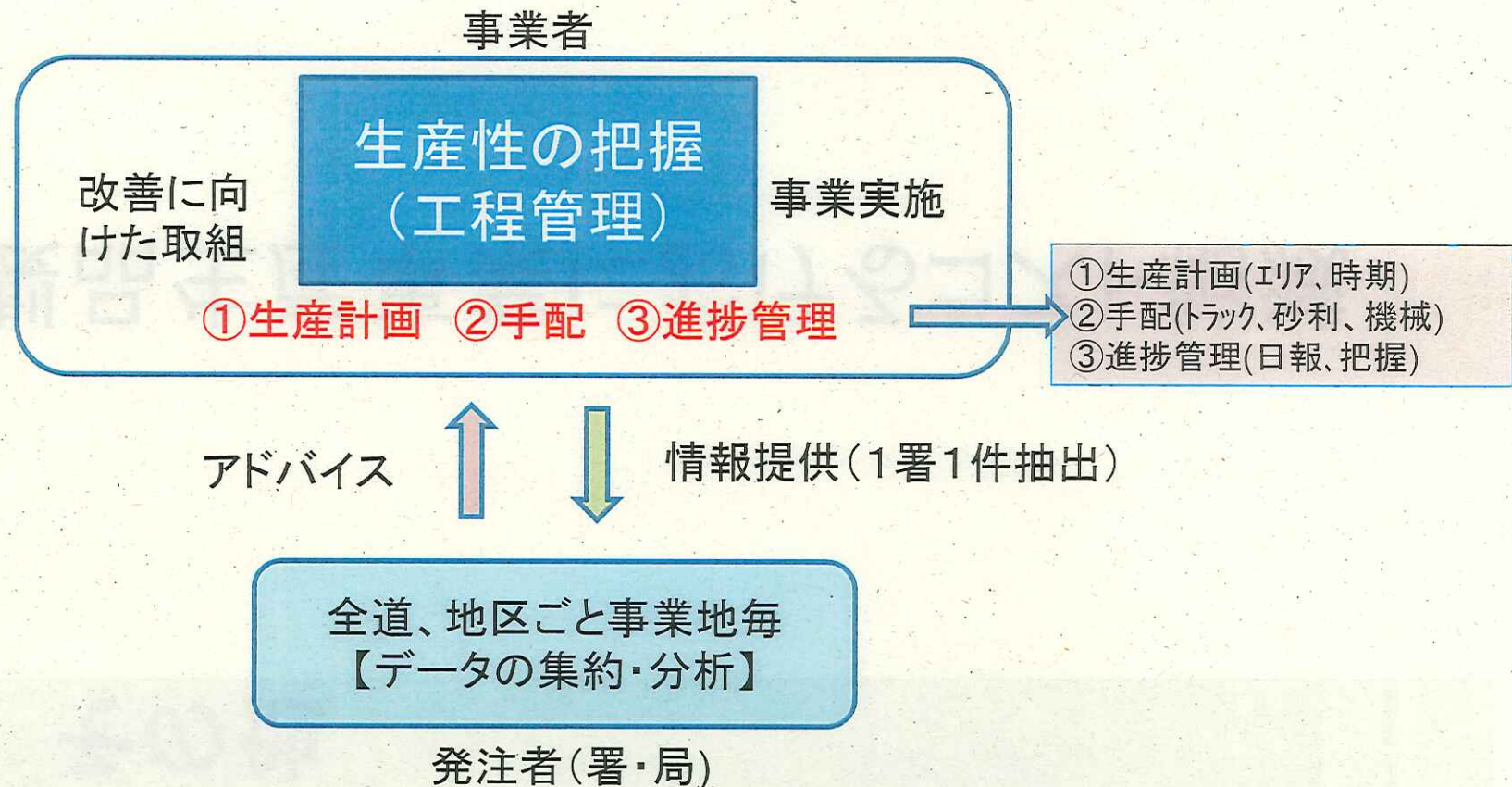
Ⅲ その他

製品生産事業におけるコスト縮減

北海道森林管理局

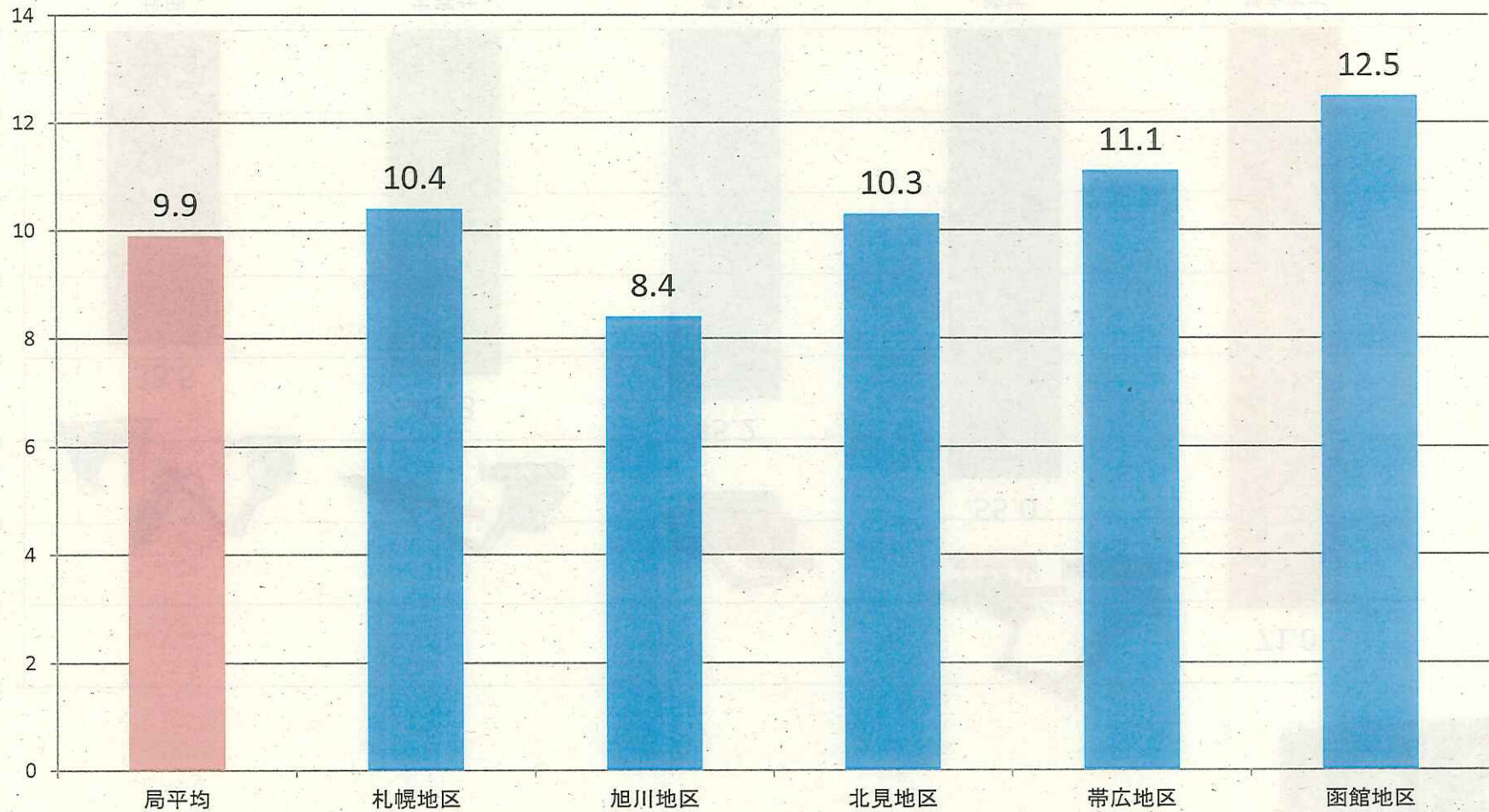
生産性向上に向けた取組の概要

目的: 国産材の供給力を向上させ成長産業化、地域における生産性の把握と改善
※積算工程の見直しの検討材料ではありません。



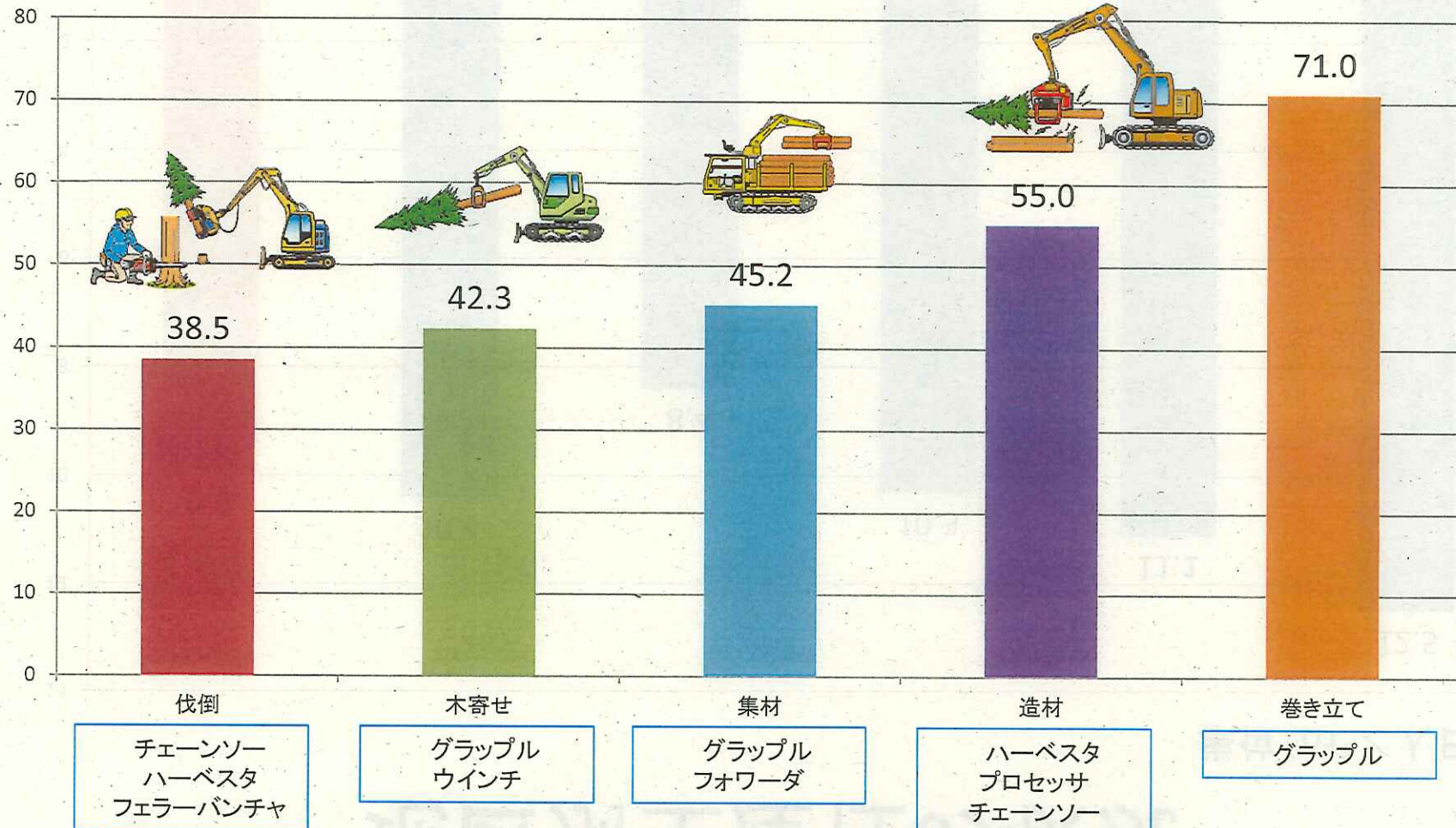
地区別生産性の状況

単位(m³/人日)

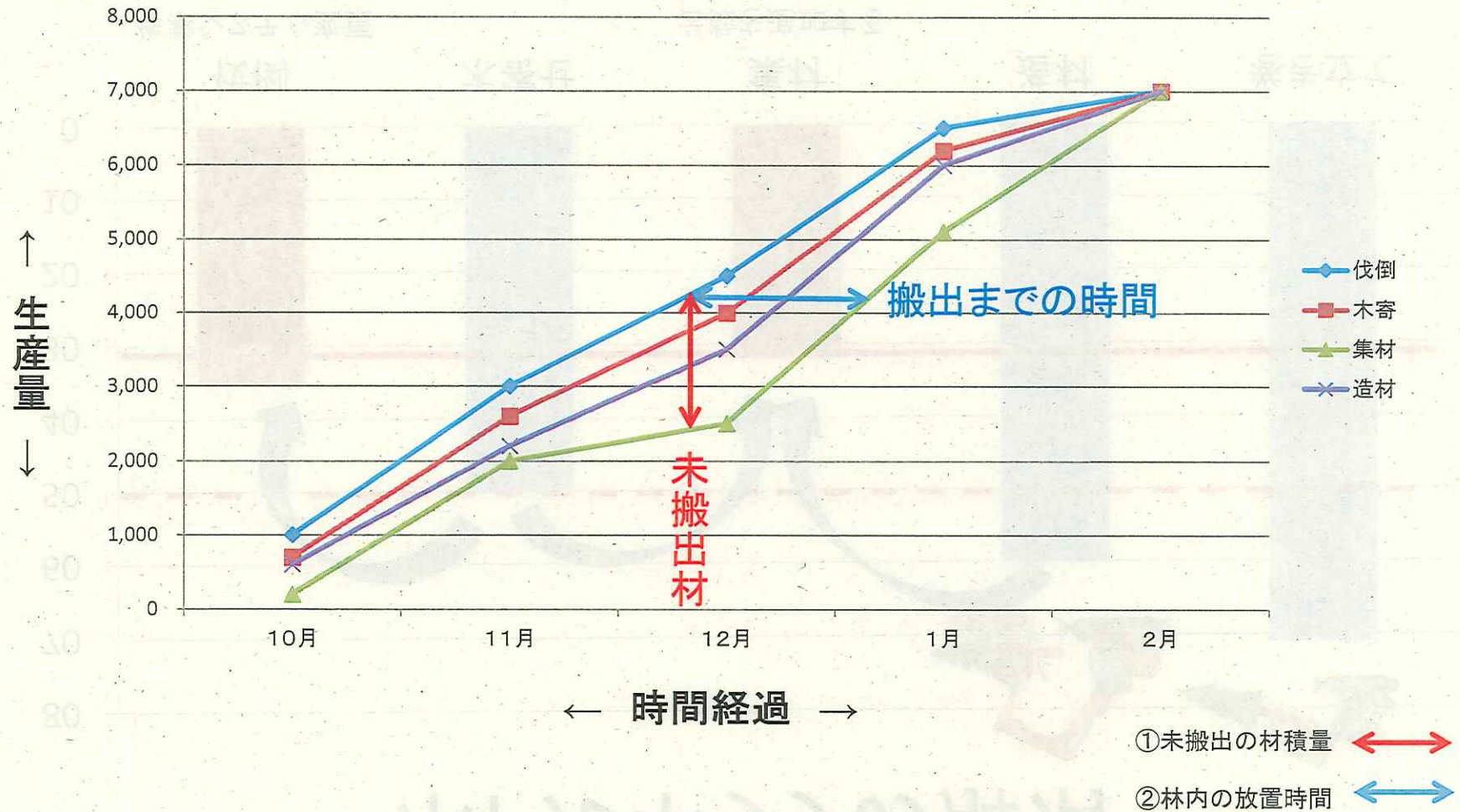


生産性: 1人が1日あたりに生産できる素材数量 m³

工種別生産性の状況

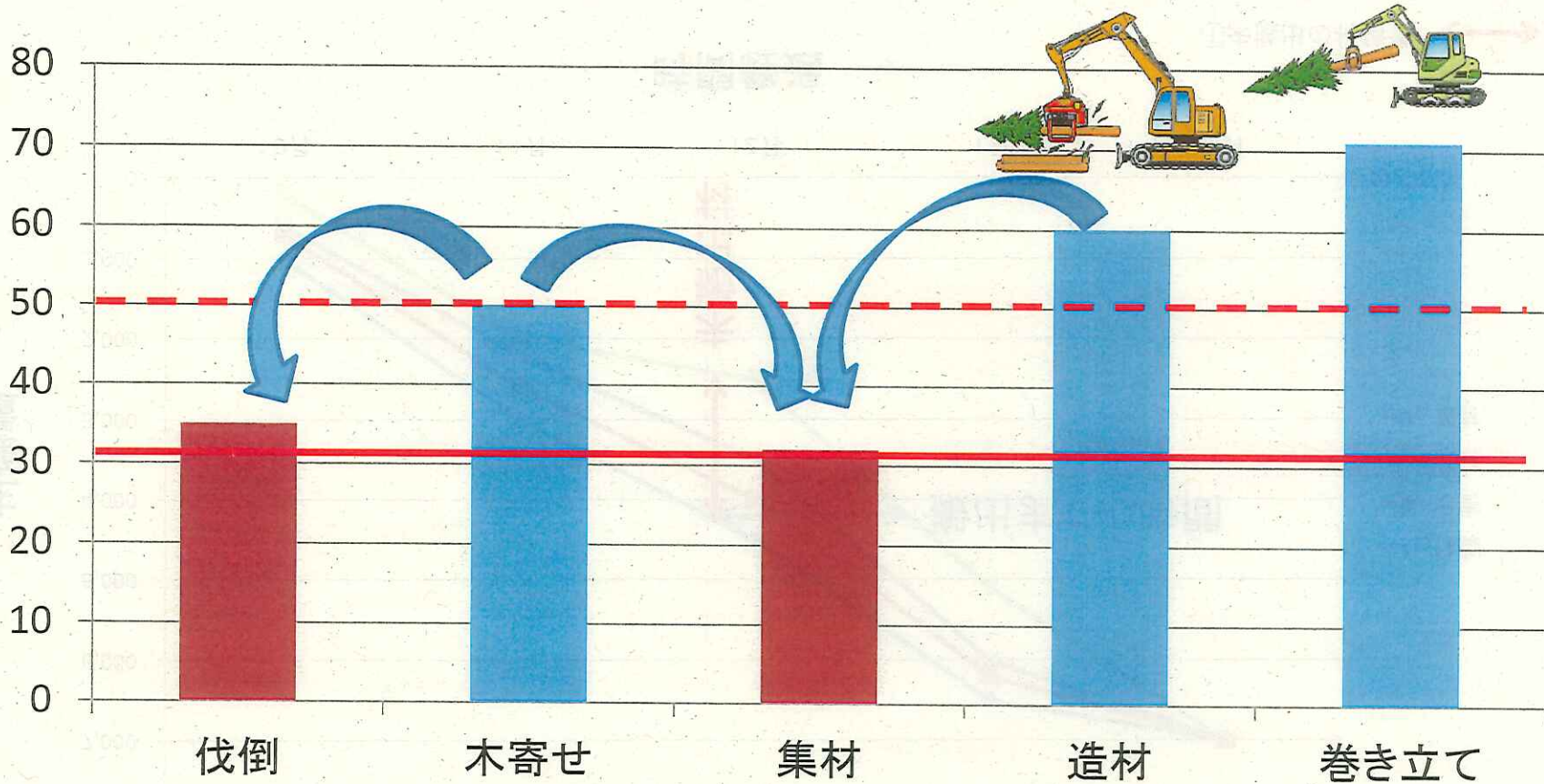


林内の材の流れ(流動曲線)



※期間により材の劣化、降雪、降雨等の影響が懸念

ボトルネックの解消



作業システム変更



台数を追加する



※人数構成、作業分担、作業順序、機械配置、工程間の連携、ムリ無駄の洗い出し

作業改善の視点

— エコーズの原則 —

E

排除【Eliminate】無駄な工程を取り除く

C

統合【Combine】工程の混合・連結

R

交換【Rearrange】順序の入替・再配置

S

簡素化【Simplify】作業の単純化・簡略化

経営の視点



評価とモチベーション

- 頑張りや努力を評価して給与に反映



コミュニケーション

- ミーティング、職員間の連携・交流



人材育成

- マルチ技能者(多工能化)



ITCの活用

- 情報のリアルタイム共有・可視化

平成31年度 造林事業関係について

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

1 平成31年度 造林関係事業の概要について

ゼロ国、翌債、補正、明許を含めて平成30年度を上回る事業予定

(1)平成30年度ゼロ国による事業

3署 地拵20ha、新植植付2ha外

※1署 現在公告中

(2)平成30年度繰越し(翌債)による事業

5署 植付84ha、除伐22ha外

※現在公告中、3月上旬入札予定

(3)平成30年度補正予算による事業

1署 地拵33ha外

※現在公告中、3月上旬入札予定

(4)平成30年度繰越し(明許)による予算

※現在調整中、3月下旬公告予定

2 造林事業とコンテナ苗について

- 北海道森林管理局が造林事業で使用するコンテナ苗について、苗木生産者との協定に基づき、計画的に調達する取組を実施。
- カラマツについては、当年生苗(育苗期間1年)の育苗技術の実証に取り組み。
- 緩効性肥料を活用したコンテナ苗による森林整備の省力化(下刈りの削減)に取り組み。

現状と課題

- コンテナ苗生産者が、安定的・効率的に生産するためには、複数年のコンテナ苗の使用量を具体的に示すことが必要。
- コンテナ苗の普及・拡大を図るためには、育苗期間の短縮等によりコストを縮減し、低価格化を図ることが必要。
- 下刈りの削減によるコスト縮減を図るため、植栽後の成長を促進する技術開発が必要。

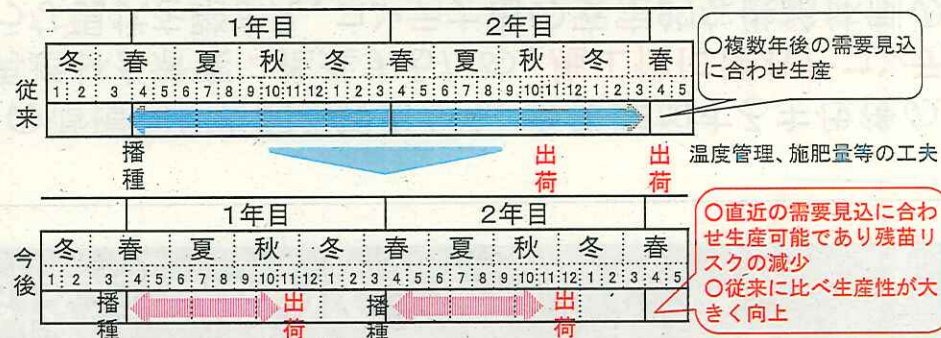


コンテナ苗生産施設

対応方向

- ▶ 昨年度、道東地域で先行的に着手した「コンテナ苗の安定需給協定」による取組について、今年度は道内全域で実施するとともに、協定数量も拡大。
H29年度:157ha 267千本(19%)→ H30年度:243ha 431千本(30%)
()は全苗木に占めるコンテナ苗の比率
- ▶ カラマツのコンテナ苗について、通常2年以上を要している育苗期間を1年に短縮することを目的とした実証事業に着手(→育苗期間の短縮)。
- ▶ カラマツやトドマツのコンテナ苗を対象として、700日間肥料の効果を保つ緩効性肥料による初期成長促進効果を検証するための実証事業に着手(→下刈りの削減)。

カラマツコンテナ苗の育苗期間短縮のイメージ



参考 コンテナ苗の安定需給協定について

目的等

- 森林の多面的機能の発揮や森林資源の循環利用を図る観点から、今後増加する主伐後の伐採跡地等における効率的かつ効果的な再造林を着実に推進するため、**施工性に優れたコンテナ苗の普及を進める**こととしている。このような現状を踏まえ、**コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及びコンテナ苗生産者**(以下「生産者」という。)の育成等に資することを目的として実施。
- 森林管理局長が生産者とコンテナ苗の需給に関する相互協定を締結した上で、生産者が生産したコンテナ苗を、森林管理署または森林管理署支署(以下、「森林管理署等」という。)が実施する造林請負事業で使用する。なお、締結する生産者の選定に当たっては、公募(企画競争)により決定。

ポイント

- ① 協定後、生産～育苗～出荷までを安心・効率的に実施できるよう、**複数年協定**とする。協定期間は、**カラマツ類・トドマツ**ともに2年間とする。
- ② **企画提案**による総合的な評価により、**上位から複数者を選定**(1者の可能性も有り)。
- ③ 需要者(国有林)と苗木生産者の双方にメリットのある仕組みを構築
需 要 者：**品質の確保**(良質のコンテナ苗を調達)
必要量の確保(必要なコンテナ苗を確実に確保)
コンテナ苗の低価格化を期待(再造林コストの省力化、低コスト化へ)
苗木生産者：**安定的な生産、残苗リスクの軽減**
(購入が確約されることから、安心して生産することが可能)
施設等への投資(計画的な設備投資や安定した雇用を期待)
信頼性の向上(国有林と協定しているということから社会的な信頼を獲得)

実施予定の樹種、区域及び対象者等(実施要領 第2・3条)

○予定しているコンテナ苗の樹種及び実施区域

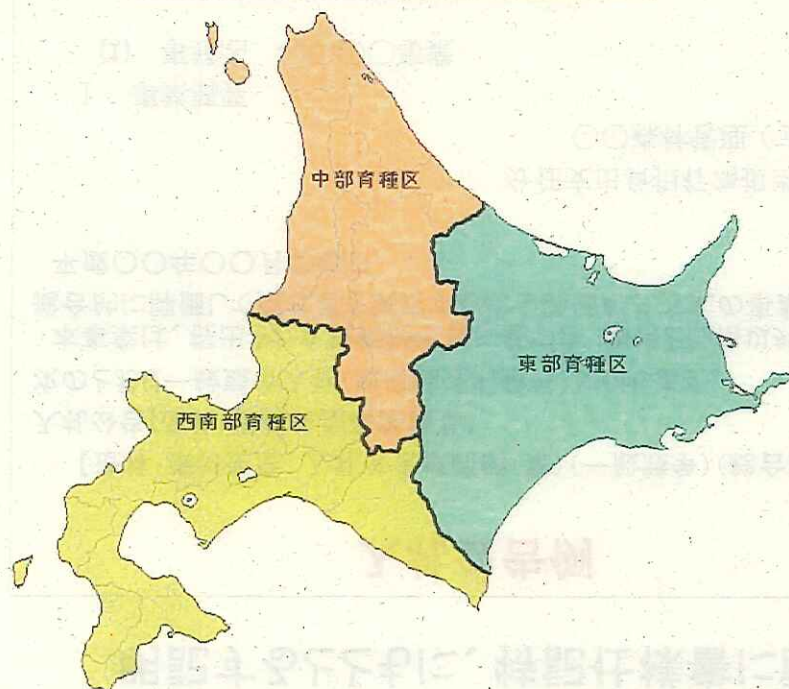
(1)樹種:カラマツ、クリーンラーチ、トドマツ

(2)実施区域:北海道全域(3育種区)

○対象とするコンテナ苗の生産者

北海道育種区に苗木生産施設を有している生産者

北海道育種基本区



育種区の名称	黒字:振興局の区域 赤字:森林管理(支)署の区域
中部育種区	宗谷・上川・留萌・空知(一部)の各(総合)振興局管内 留萌北部・留萌南部・上川北部・宗谷・上川中部・上川南部・空知(北空知(支))
東部育種区	オホーツク・十勝・釧路・根室の各(総合)振興局管内 網走西部・網走西部(西紋別(支))・網走中部・網走南部・根釧西部・根釧東部・十勝東部・十勝西部・十勝西部(東大雪(支))
西南部育種区	渡島・檜山・日高・石狩・空知(一部)・後志・胆振の各(総合)振興局管内 石狩・空知・胆振東部・日高北部・日高南部・後志・渡島・檜山

コンテナ苗の安定需給協定に該当する物件においては、以下のとおり入札公告へ明記するとともに、特記仕様書に調達先を明記します。

入札公告例

【造林・素材生産 入札公告模範例(案)(一般競争)(総合評価)】

入札公告(造林・素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理(支)署長

1 事業概要

(1) 事業名 〇〇〇〇事業

(2) 事業場所 〇〇森林管理(支)署 〇〇林班〇〇小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

植付で使用する(一部)コンテナ苗木は、特記仕様書のとおり「コンテナ苗の安定需給協定」締結者の苗木を使用すること。

別添

特記仕様書例

1 植付作業で使用する(一部)コンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

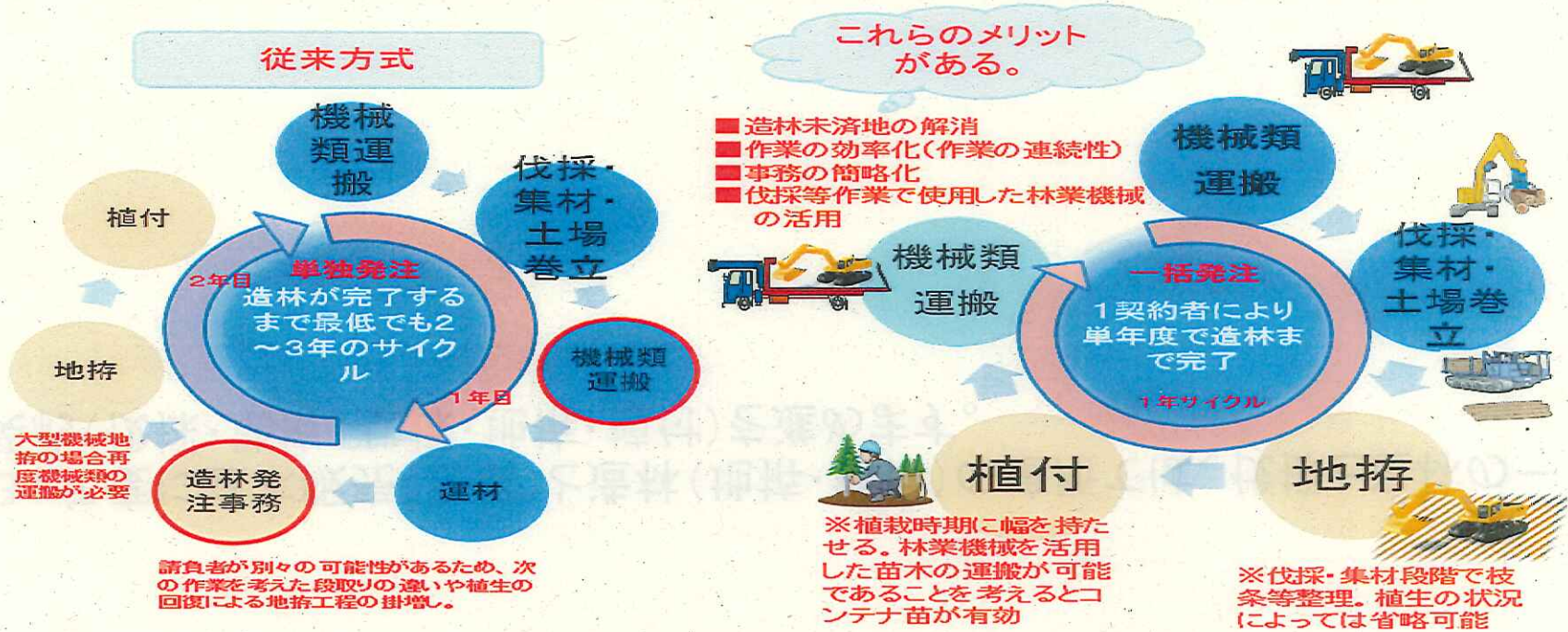
生産者	樹種	規格	数量
有限会社 岸苗畑 紋別郡滝上町字滝ノ上市街地 5条通2丁目17番地 tel 0158-29-2269	クリーン ラーチ	1号(150CC)	〇〇本
佐々木産業有限会社 紋別郡遠軽町福路2丁目5番地25 tel 0158-42-5261	クリーン ラーチ	1号(150CC)	〇〇本
有限会社大坂林業 中川郡幕別町忠類錦町438 tel 01558-8-2236	トドマツ カラマツ	1号(300CC) 1号(150CC)	〇〇本 〇〇本
北振種苗有限会社 紋別郡雄武町字中雄武108番地 tel 0158-84-3820	トドマツ	1号(300CC)	〇〇本

3 伐採と造林の一貫作業について

- 31年度に誘導伐などの更新を伴う箇所では、生産と造林の一貫作業（伐採～植付、伐採～地拵）を進めます。

一貫作業システム

伐採と造林の単独発注と一括発注による作業サイクル比較



4 立木販売と造林の混合契約について

- ・ 31年度に立木販売(主伐)と造林(地拵・植付)の箇所では、伐採と造林の一括契約(伐採・地拵、伐採・地拵・植付)を進めます。

5 下刈の省力化、省略化について

- 植生の根茎を除去する大型機械地拵により、植栽後1～3年間は必要が生じない限り下刈を行わない施業を推進。



□大型機械地拵の有効性

- 伐採段階で発生する末木枝条整理の効率化。
- 笹の根茎を除去することによる下刈回数の省略。
- 下刈の機械化。
- 従事者の労働強度軽減と安全確保及びこれを通じた雇用促進

(注)少雪で土壌凍結する場所での表土流出の事例、植生が笹から大型草本に変化する事例等があることも認識しつつ導入する必要。

6 台風等による風倒木等への対応について

- 近年、北海道を通過した台風により各種の被害が発生しましたが、事業への影響を少なくするなど、事業者の皆様のご協力に感謝申し上げます。
- 台風等被害のあった署では、立木販売による被害木処理を進めておりますが、引き続き、造林請負事業も含めて発注するなどして、今後の造林事業の円滑な実施を図ります。なお、被害木処理の各事業のご協力もお願いいたします。



作業道修理(路面整正・敷砂利)



立木伐倒・造材処理

○その他

林業経営体の育成

北海道における「意欲と能力のある林業経営者」の公表基準の検討について

北海道における「意欲と能力のある林業経営者」の公表基準の検討について

北海道 資料

森林経営管理法の趣旨

- ①森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することが必要であり、そのためには林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を図るための体制を整えることが必要。
- ②森林経営管理法では、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築。

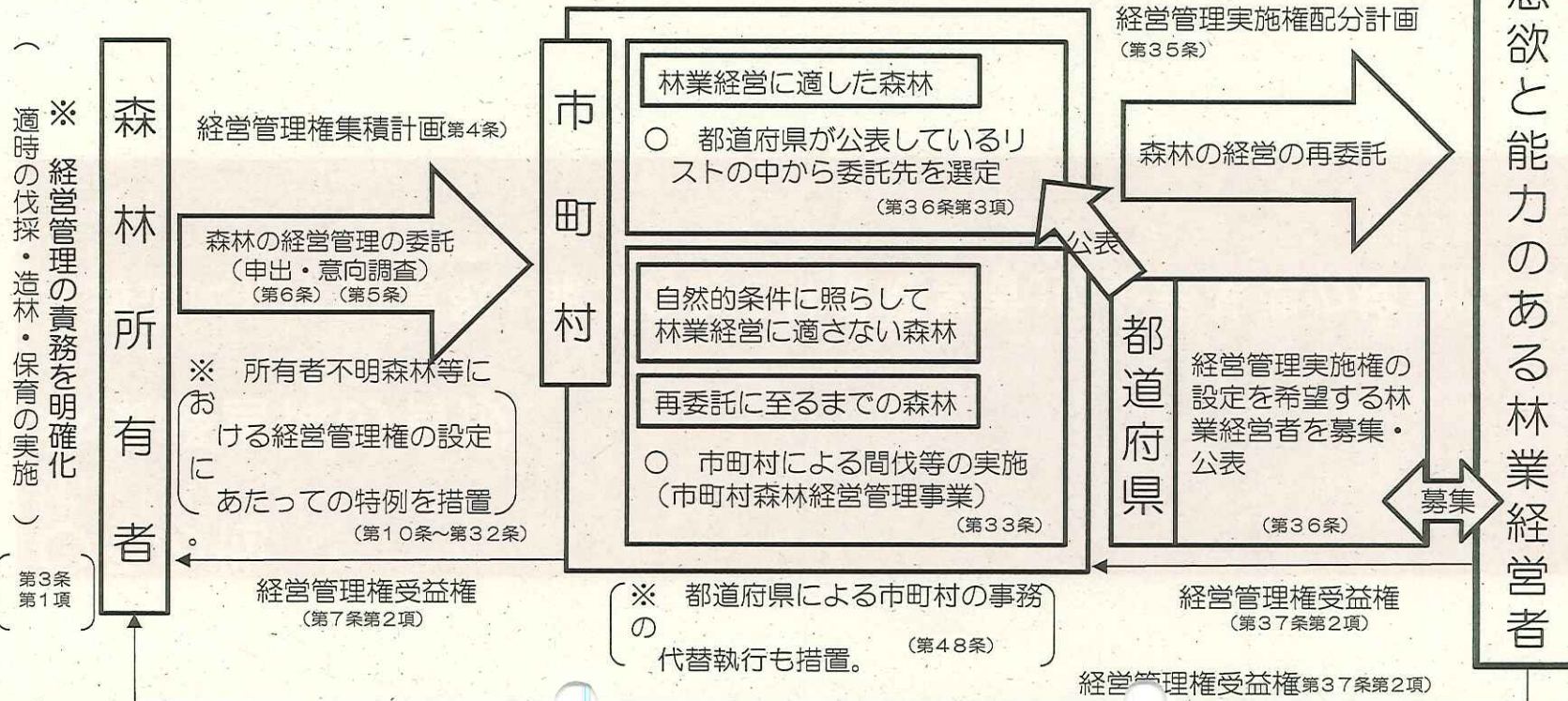
経営管理権（第2条第4項）
森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利

経営管理実施権（第2条第5項）
市町村の委託を受けて伐採等を実施するために民間事業者を設定される、経営管理権に基づく権利

【支援措置】

信用基金による経営の改善発達に係る助言等
林業・木材産業改善資金の償還期間の延長
国有林野事業における受託機会増大への配慮

第44条
第46条
附則第2
条



「意欲と能力のある林業経営者」と「登録林業事業者」・「育成経営体」との比較

北海道 資料

	登録林業事業者	育成経営体	意欲と能力のある林業経営者
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> 林業経営体に関する情報の登録・公表について（平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知） 北海道林業事業者登録実施要項（平成24年8月27日付け林業木材第651号） 	<ul style="list-style-type: none"> 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知） （一部改正：平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理法（平成30年法律第35号） 森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林政経第713号林野庁長官通知）
目 的	森林所有者等による事業実行者の選択を可能とするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者の育成を図り、北海道の森林の適切な整備を推進する。	林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保するため、このような林業経営体へ育成を図る。	森林経営管理法第36条第2項に定める要件に適合する民間事業者を公募し、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得したうえで、経営管理が行われていない森林について、経営管理を確保する。
対象となる事業者	北海道内で森林整備を行う事業者（北海道において林業を営む全ての事業者の加入を促進）	以下を満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> 相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すこと 主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指すこと 	①経営管理実施権の設定を受けることを希望する事業者 ②森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する事業者
支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> 適切な森林施業の実施と労働安全衛生管理に努める林業事業者として公表 随時、道からの情報提供等 	（左記に加えて） <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業を活用し支援 	（左記に加えて） <ul style="list-style-type: none"> 国有林野事業における受託機会増大への配慮等 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等
登録数	約720	—	—

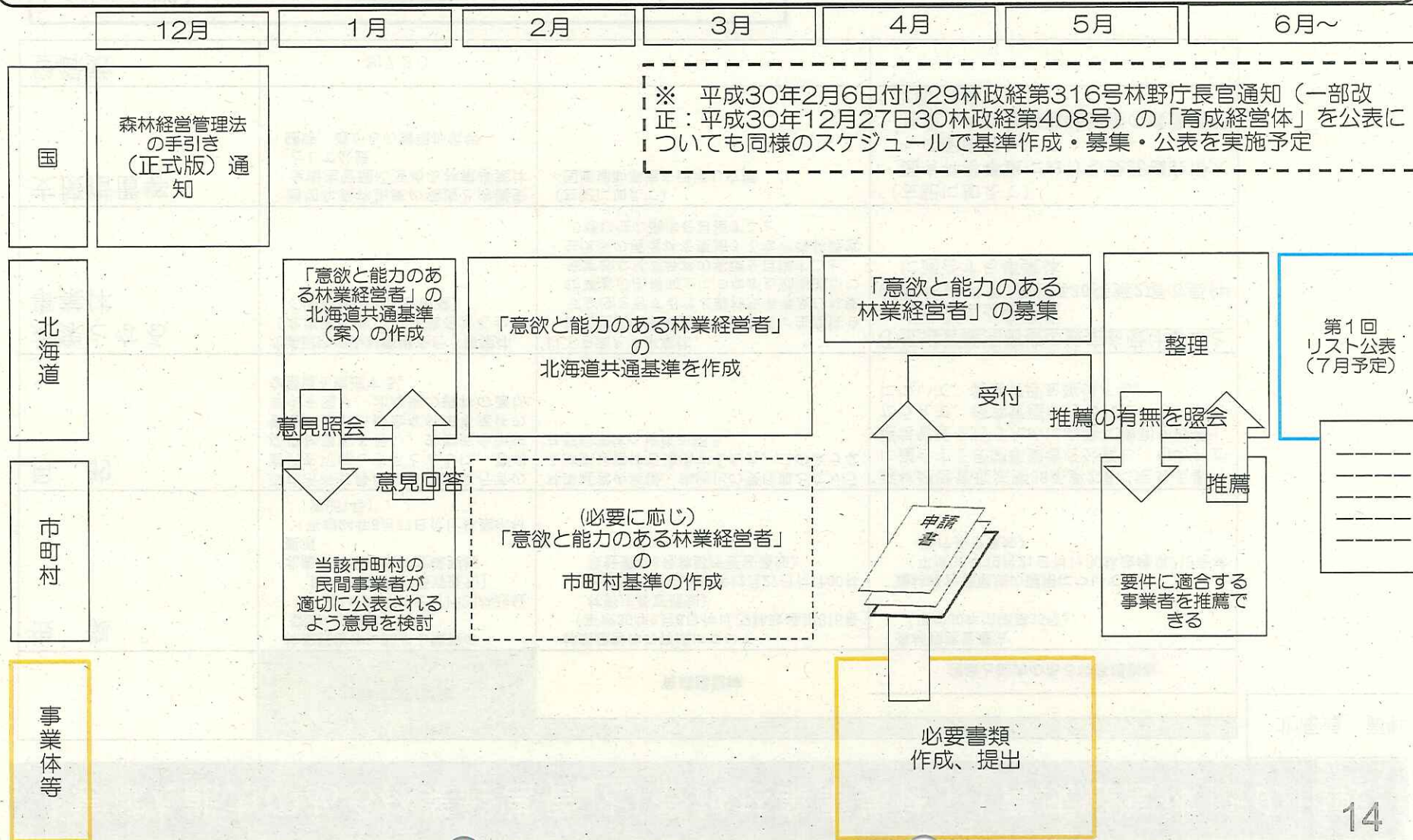
【イメージ図】



「意欲と能力のある林業経営者」等の公表スケジュール(案)

北海道 資料

○ 国では、要件の判断基準の考え方について、年内を目途に取りまとめることとしていることから、この動向を注視しながら本道の実情や市町村の意見等を踏まえ、北海道においては、今年度末を目処に公表基準の作成を進め、平成31年7月までに公募・公表を行う予定としている。



I 一般競争入札（総合評価落札方式を含む）における競争参加資格について

1 全省庁統一資格の更新

- ・平成31・32・33年度に有効な資格の取得（平成31年度に入札を行う事業から適用）。

※競争参加資格申請段階で取得していなくても、申請は可能。

ただし、入札時まで取得し、入札実施者へ写しを提出すること。

2 社会保険等への加入状況の確認

- ・加入が義務付けされている事業主が雇用者に対して、社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）に加入させているかについて確認（H30.6.1以降に発注する事業から適用）。

※平成30年5月15日に説明会を開催し、局ホームページにも資料等を掲載していることから確認されたい。

※新たな様式（別紙様式5）が追加されていることから、添付資料（保険料領収証の写し等）と共に準備すること。

II 総合評価落札方式における評価項目の変更について（H30.6.1以降に発注する事業から適用）

1 伐採と造林の一貫作業における効率化の工夫

- ・「造林経費の削減」「林業機械等の活用」「確実な更新と保育経費削減の工夫」を提案。

2 意欲と能力のある林業経営体の評価

- ・平成31年7月「意欲と能力のある林業経営体」が北海道より公表される予定。

※すでに公表されている『「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体』については、平成31年度以降も加点の対象。

3 働き方改革への対応

- ・「生産性向上や作業の省力化等」「技術向上の体制確保」「休暇日数の確保」

「生産額向上による採算の向上等」「技術向上の体制確保」「本圃日数の確保」

3 採算向上の取組

農業の生産性向上

採算向上の取組として、「農業の生産性の向上を図る」「農業の生産性を向上させる」「農業の生産性を向上させる」

「採算向上」「農業の生産性の向上」「農業の生産性を向上させる」「農業の生産性を向上させる」

1 農業の生産性の向上

「農業の生産性の向上」「農業の生産性を向上させる」「農業の生産性を向上させる」

「農業の生産性の向上」「農業の生産性を向上させる」「農業の生産性を向上させる」

2 農業の生産性の向上

※農業の生産性の向上（農業の生産性を向上させる）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

（農業の生産性の向上）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

（農業の生産性の向上）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

3 農業の生産性の向上

※農業の生産性の向上（農業の生産性を向上させる）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

※農業の生産性の向上（農業の生産性を向上させる）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

（農業の生産性の向上）として、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。また、農業の生産性を向上させる。

4 農業の生産性の向上

1 農業の生産性の向上

資料 7

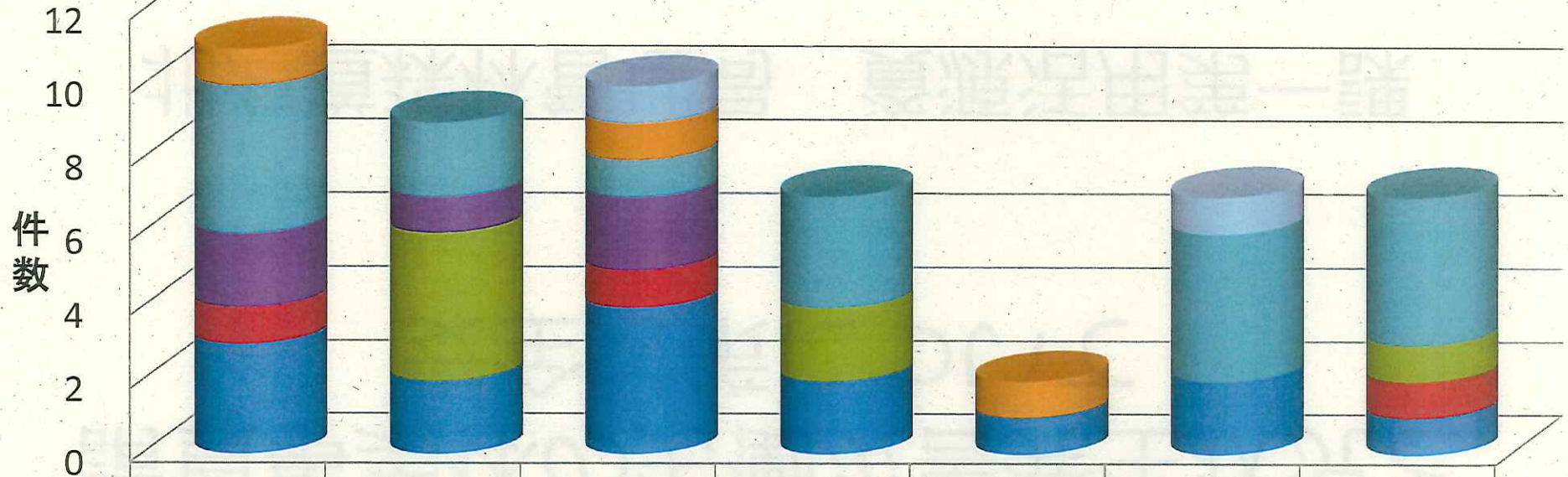
平成31年度 造林・素材生産・販売事業 に関する説明会

請負事業者の労働災害発生状況と 安全対策について

北海道森林管理局 資源活用第一課

全国国有林における重大災害の発生状況

年度別発生件数



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計	11	9	10	7	2	7	7
生産			1			1	
造林	1		1		1		
伐採系	4	2	1	3		4	4
林道	2	1	2				
治山		4		2			1
その他	1		1				1
立木販売	3	2	4	2	1	2	1

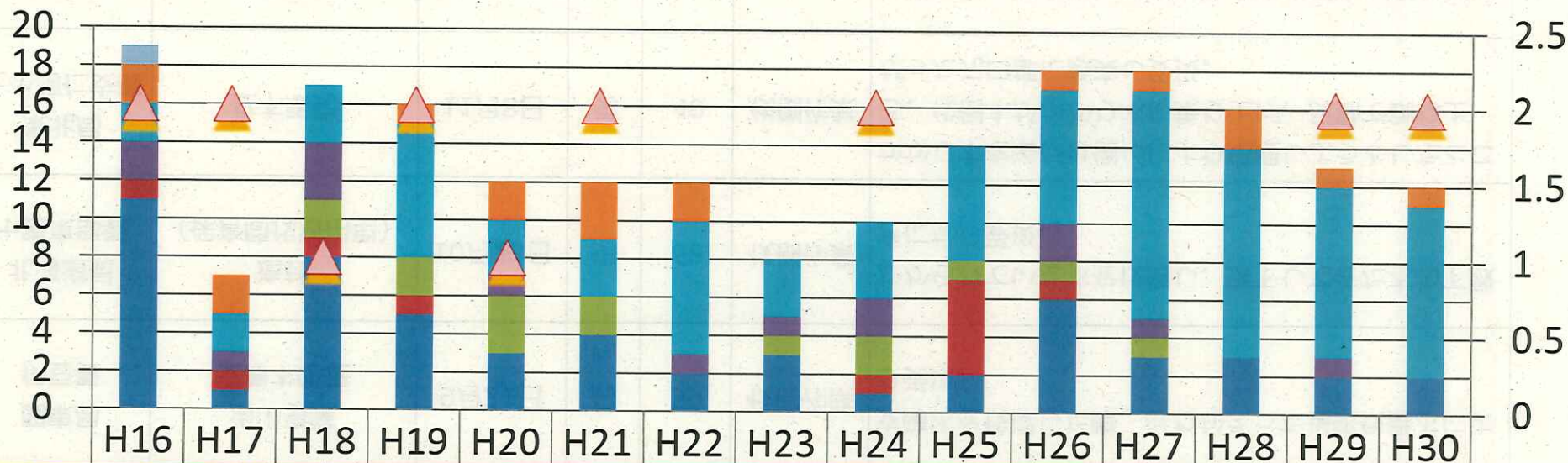
平成30年度 全国国有林における請負事業等における重大災害の発生状況

平成31年1月31日現在

	局・署	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概要
1	東北局 三陸北部署	造林 (保育間伐活用型)	6月5日	男	68	運材作業	積み荷を満載した状態でのバック走行時、方向転換場所を通り過ぎてしまいそのまま転落。
2	北海道局 日高南部署	造林 (保育間伐活用型)	9月7日	男	50	集材作業	空荷状態でのバック走行時、カーブ形状の場所にて路肩から転落。
3	四国局 四万十署	官行造林	9月19日	男	60	伐倒作業	いわゆる元玉切りを行ったことなどに起因して伐倒木により受災。
4	関東局 伊豆署	治山事業 支障木処理	9月21日	男	59	伐倒作業	支障木を伐採した際、はねかえった当該伐倒木により受災。
5	北海道局 十勝東部署	造林 (保育間伐活用型)	10月23日	男	68	伐倒作業	かかっていた木を伐倒し、落下してきた木の下敷きになり受災。
6	東北局 上小阿仁支署	立木販売	11月8日	男	40	伐倒作業	かかり木を浴びせ倒しにより処理しようとしたところ、伐倒木がかかり木に乗り上げ、反動で跳ね上がった元口部に激突し受災。
7	関東局 群馬署	造林 (保育間伐活用型)	11月8日	男	73	枝払作業	枝払い中、不安定な状態にあった伐採木が滑り落ち衝突し受災。

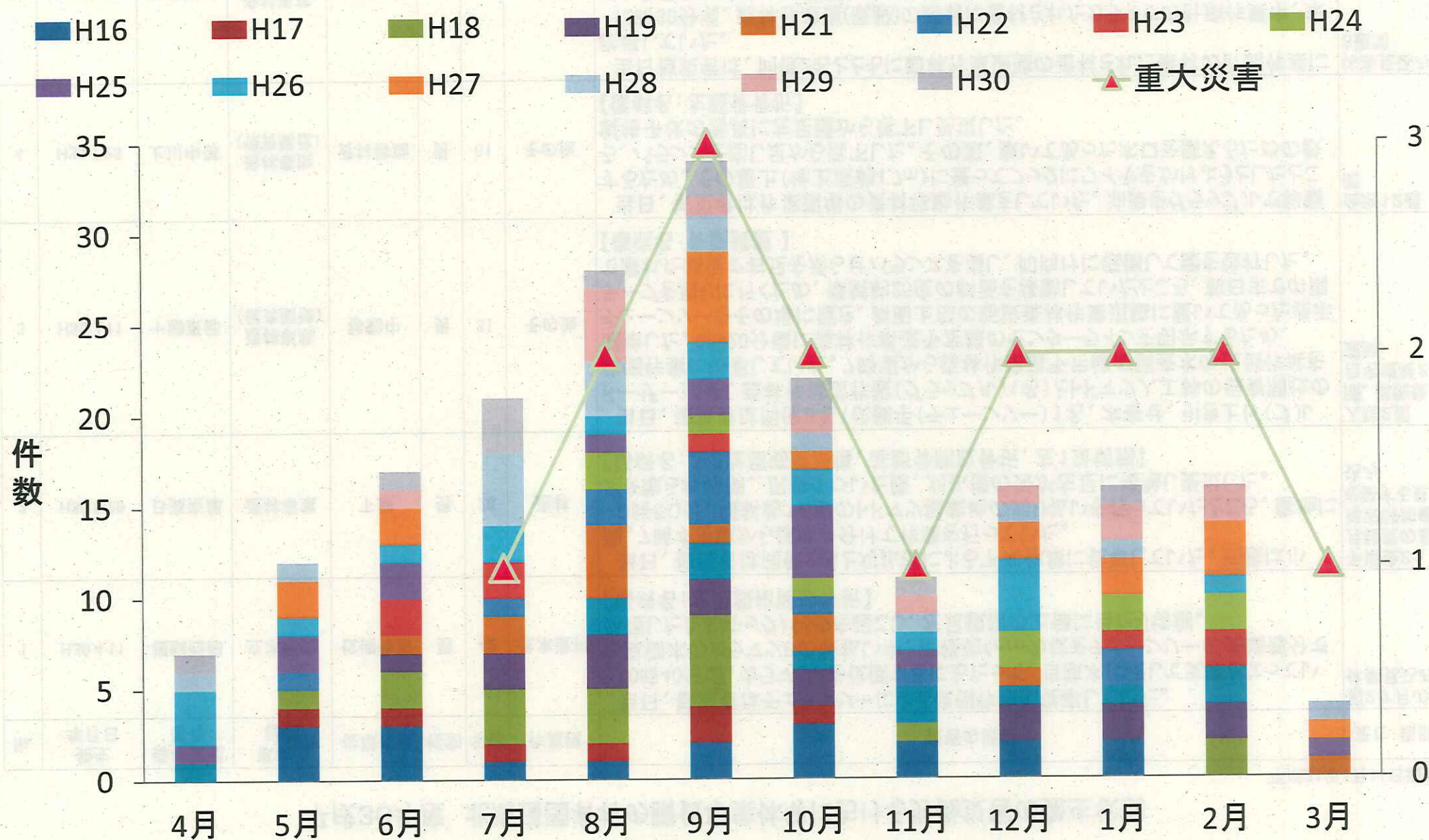
北海道国有林における労働災害の発生状況

①年度別発生件数



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計	19	7	17	16	12	12	12	8	10	14	18	18	16	13	12
生産	1														
造林	2	2		1	2	3	2				1	1	2	1	1
伐採系	2	2	3	7	3	3	7	3	4	6	7	12	11	9	9
林道	2	1	3		1		1	1	2		2	1		1	
治山			2	2	3	2		1	2	1	1	1			
その他	1	1	1	1					1	5	1				
立木販売	11	1	8	5	3	4	2	3	1	2	6	3	3	2	2
重大災害	2	2	1	2	1	2			2					2	2

②月別災害発生状況(H16-H30)



平成30年度 北海道国有林の請負事業体等における労働災害の発生状況

平成31年1月31日現在

No.	発生年月日	森林管理署等	事業の種類	従事作業	性別	年齢	作業種	災害の概要	死亡・傷別
1	H30.4.11	根釧西部	立木販売	伐倒作業	男	42	伐木造材	当日、被災者はチェーンソーによる伐倒作業に従事していた。 10時40分頃、カラマツAを伐倒するにあたって、当該木に接して支障となっていた風倒木のカラマツBの枝払い中、直径約4cmの枝をチェーンソーの先端部分で処理したためキックバックを起こし、左足親指の上部に当たり切創。 【傷病名：左足親指開放骨折】	約2ヶ月の休業見込み
2	H30.6.29	日高南部	造林事業	下刈	男	28	造林	当日、被災者は同僚2名と刈払機による下刈作業に従事していた。天候は小雨。7時すぎ頃から区域を分けて作業を行っていた。 9時50分、傾斜約15度のトドマツ植栽地の刈り払いを行っていたところ、窪地に足を取られ転倒、尻餅をついた際、刈払機の刃が左足に接触し被災した。 【傷病名：左2趾屈筋腱損傷、基節骨開放骨折、左1趾切創】	手術後2ヵ月程度の患部安静加療を要する見込み
3	H30.7.11	十勝東部	造林事業(保育間伐)	移動中	男	31	その他	当日、被災者は同僚3名(伐倒手(チェーンソー)1名、木寄せ、引き上げ(ブルドーザー)1名、森林作業道作設(グラップル)1名)とトドマツ人工林の保育間伐の伐倒作業に従事していた。7時頃から森林作業道予定線の調査木の伐倒作業を開始した。9時20分頃に森林作業道予定線のセンターラインを明示するため、チェーンソーをその場に置き、斜面上部の新設森林作業道脇に置いてあった表示テープを取りに行くため、傾斜約25度の斜面を移動していたところ、前日までの雨で濡れた斜面で右足を滑らせバランスを崩し、仰向けに転倒して腰を強打した。 【傷病名：脊髄震盪】	入院2週間、退院後自宅療養2週間
4	H30.7.23	上川中部	造林事業(保育間伐)	資材移動	男	61	その他	当日、被災者は作業現場の資材移動作業をしていた。油庫をグラップルで移動するため、その屋上(地上高約1.7m)に登ってフックにワイヤをかけようとしたところ、バランスを崩し足から落下した。その際、敷いてあった木口を揃えるための鉄製格子状の器具に左足踵から落下し被災した。 【傷病名：左踵骨骨折】	全治12週間
5	H30.7.27	根釧西部	造林事業(誘導伐等)	計測作業	女	62	その他	当日被災者は、同僚2名とともに森林作業道脇の造材された素材の計測作業に従事していた。 13時30分頃、森林作業道(既設)の路肩に造材されたカラマツの計測作業中、末口から元口に向かって移動していた際、草本(シダ類)に隠れて見えなかった端材(カラマツ径14cm、長さ1.1m)に足をのせたとき、左足をとられ、体勢を崩して左手首を当該端材に強く突くように転倒した。 【傷病名：左手首橈骨骨折】	休業見込み3週間

No.	発生年月日	森林管理署等	事業の種類	従事作業	性別	年齢	作業種	災害の概要	死亡・傷別
6	H30.8.1	十勝東部	造林事業 (保育間伐)	伐木処理 作業	男	67	枝条処理	当日被災者は、同僚2名とともに森林作業道作設のため、チェーンソーによる伐倒木の枝条処理作業に従事していた。 8時30分頃、小径木(ホオノキ切断面直径10cm)を処理した際、想定よりも簡単に材が切断されたため、バーを止めきれずそのままバーが左足小指から人差し指周辺にあたり切創した。 【傷病名:左2,3,4,5趾基節骨開放骨折・伸筋腱断裂】	入院加療 2ヵ月
7	H30.9.7	日高南部	造林事業 (保育間伐)	集材作業	男	50	集材	当日被災者は、同僚10名とともにフォワーダによる集材作業に従事していた。 13時50分頃、素材を積み込む場所にバックで走行中、約134m進んだ地点で運転操作を誤り(推定)、フォワーダごと転落し被災者は車外に投げ出され被災した。 【死因:外傷性ショック】	死亡
8	H30.9.9	日高北部	造林事業 (保育間伐)	伐倒作業	男	48	伐倒	当日被災者は、同僚8名とともに伐倒作業に従事していた。 13時30分頃、被災者は伐倒木A(アカエゾ胸高直径16cm、樹高17m)を伐倒したところ、かかり木となり、それを処理しないまま伐倒木C(トドマツ 胸高直径24cm、樹高18m)を伐倒した結果、伐倒木Aに当たりその衝撃で伐倒木Cの根元が横方向に振れて退避していた被災者の脇腹に激突した。 【傷病名:骨盤骨折、左肋骨骨折、外傷性気胸】	入院加療 2ヵ月
9	H30.10.15	渡島	造林事業 (保育間伐)	伐倒作業	男	22	伐倒	当日被災者は、同僚7名とともに伐倒作業に従事していた。 10時00分頃、被災者は伐倒木A(トドマツ径22cm、樹高24m)を伐倒したところ、隣接するマカバに接触し折れた枝(長さ1.7m、径8cm、枯枝)が落下し左肩に当たり被災した。 【傷病名:左鎖骨骨折】	3ヶ月の通院加療
10	H30.10.23	十勝東部	造林事業 (保育間伐)	伐倒作業	男	68	伐倒	当日被災者は、伐倒作業に従事していた。 午前中にツルにより伐倒方向が狂ってかかり木(2本)となった状態をそのままにして作業を続け、午後から数本伐倒した後、かかられて木に気づかず伐倒した結果、落下してきた木の下敷きとなり被災した。(詳細は調査中)	死亡
11	H30.11.22	上川中部	造林事業 (保育間伐)	集材作業	男	37	集材	当日被災者は、フォワーダによる集材作業に従事していた。 素材を積み込み森林作業道を走行して5m程走行したところ、泥濘化して滑りやすかったため、路肩から逸脱し横転した。 【傷病名:頭部裂創】	休業10日間
12	H31.1.28	日高南部	立木販売	伐倒作業	男	43	伐倒	当日被災者は、チェーンソーによる伐倒作業に従事していた。 伐倒作業の退避中、背後から何らかの飛来物(後方の立木の枝に引っかかっていた枯れ枝と推定)がヘルメットの上から頭部及び肩に当たり被災した。 【傷病名:後頭骨骨折】	3週間の休業見込み

平成30年度の労働災害の分析

1 全国国有林の重大災害（7件）

フォワーダによる転落	2件
伐倒関連	4件
枝払い作業	1件

※9月の2週間間に3件が連続して発生

2 北海道国有林の労働災害（12件）

8月までは、枝払い、枝条処理、刈り払い、 その他作業による災害	6件
9月以降は、集材及び伐倒作業のみ	6件

※4署において複数回発生



- 災害の概要を参考に、同様の災害発生の未然防止に役立っているか？
- ヒヤリ・ハット等をリスクアセスメントに活用し、災害に繋がらない取組を実施しているか？